

北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

六 辻 彰 二

序

戦前・戦中の日本における思想家のうち、北一輝ほど特異な存在感をもつ者は珍しい。それは漢文調の独特の文体で記された著作のみならず、人物像あるいはエピソードにも由来する。

北一輝、本名輝次郎（幼名は輝次）は1883年4月3日、新潟県佐渡島に生まれた。17歳で旧制佐渡中学を退学した後、独学で学ぶ。その成果として1906年5月に23歳で天皇制イデオロギーを批判する『国体論及び純正社会主義』（以下、『国体論』）を自費出版するものの、5日後に「不敬」として発禁処分を受ける。当局の監視下に置かれるなか、同年11月に宮崎滔天の勧誘で革命評論社に入社し、さらに12月に中国同盟会にも入党。この頃に邂逅した宋教仁からの招請を受け、辛亥革命発生直後の1911年11月、黒龍会の派遣員第一号として大陸へ渡った。しかし、1913年3月に宗が暗殺され、翌4月には上海の日本総領事から3年間の国外退去を命じられて帰国。帰国後に著された『支那革命外史』（以下、『外史』）は、1915年12月と1916年4月の二回に分けて印刷され、各方面に頒布された（1921年11月に出版）。中国風の「一輝」を号し始めたのも、この頃である。1916年6月に再び上海へ渡ったが、ヴェルサイユ条約後の五・四運動の高まりに直面し、「日本をドン底から覆へず」指針として、1919年8月に『国家改造案原理大綱』（以下、『原理大綱』）を執筆。同年12月、猶存社の満川亀太郎、大川周明らに請われて帰国。翌1920年1月、『原理大綱』は内容修正のうへ『日本改造法案大綱』（以下、『改造法案』）に改題されて印刷・頒布された（1923年に一部削除のうへ出版）。しかし、1923年5月に『ヨッフエ君に訓ふる公開状』でソ連の外交姿勢を批判し、モスクワとの関係を

重視する大川らと対立。猶存社は解散した。その後、弟子で元陸軍少尉の西田税とともに安田共済生命事件（1925年8月）、宮内省怪文書事件（1926年5月）などに関与し、政財界の裏舞台で暗躍。その一方で、西田は1927年に菅波三郎、大蔵栄一ら陸軍士官学校の後輩らとともに天剣党を結成し、さらに国家改造を唱える陸海軍の青年将校を中心とする血盟団にも深く関わった。西田の独自の行動を通じて『外史』と『改造法案』は、寡頭制のもとで貧困や抑圧が蔓延する状況に批判的な青年将校の間で広く読まれた。その結果、「昭和維新」を掲げる青年将校が引き起こした1936年の二・二六事件に連座して、北一輝は翌年8月19日に処刑された。

この簡略な経歴を一瞥しただけでも、北の生涯が20世紀前半の日本史に深く関わっていたことがわかる。さらに、戦後までその著作の発禁処分が解けなかったことも、多くの人々の関心を招いた点であろう。実際、丸山真男、三島由紀夫、松本清張など、戦後日本を代表する多くの知識人や文筆家が、イデオロギー的な立場を越えて北について論じている。

北の思想を論じる際、しばしば問題となるのは、「右翼か、左翼か」、そして「一貫しているか、変節したか」である。このうち、前者の問題に関して、例えば丸山真男が北を「日本ファシストの教祖」¹と評した一方、マルクス主義者の滝村隆一は「こと近代政治社会思想の根本原理たる『国家』と『社会』との構造的関連把握に関する限り、語学が殆んどできなかった北一輝の方が、他にどこといってとりえはないが語学だけは堪能なアカデミズムの『進歩的』学者たちよりも、はるかに忠実にそれを継承している」²と評価する。他方、後者の問題に関して、松本清張が「北一輝は、外見的には社会主義者として出発し国家主義者として終わった」³と断じたのに対して、渡辺京三は「いうならば北は、はじめからファシズムへ展開する本質を秘めた『共同社会』主義者なのである」⁴と述べ、変化があったことを認めながらも、北の思想に連続性を見出そうとする。

このように多様な評価がある要因としては、検閲をかいくぐるために、あるいは革命支持者をリクルートするために、その著作における要点で直

六辻 北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

裁な表現が控えられた可能性が大きいこと—特に後述する天皇制廃止に関して—だけでなく、元来北の思想が多様な要素を統合したアクロバティックなものであり、さらに時期によって—軍事法廷で北自身が言明したように、その思想が「一貫不惑」であったとしても—力点がシフトしたことがあげられる。そして、そのシフトにおいて『外史』は決定的な転機となった。本稿では、限られた紙幅ではあるが、北の思想的沿革を確認したうえで、『外史』におけるシフト、および近代日本にとってのその影響について検討する。

1. 北一輝を生んだ時代

社会主義の流入

いかなる思想といえども、社会環境とともに、それ以前の思想的潮流から自由であり得ないことはいうまでもなく、北の思想もやはり当時の日本が置かれた状況と無縁ではない。次節で検討するように、北の思想には社会主義と国家主義がとりわけ色濃く表れている。これを検討するに先立って、以下ではその前提として、北が最初の主著『国体論』を著す直前の19世紀末から20世紀初頭にかけての日本の歴史的位相と、思想史的な背景を整理しておこう。

この時期の日本では、近代国家としての発展が緒についていた一方、それにともない様々な社会的な軋轢が表面化し始め、これらが思想的な変革期をもたらしていた。1889年の大日本帝国憲法および翌1890年の教育勅語の発布は、日本が万世一系の現人神である天皇によって統べられる国家と捉える国体論を正統イデオロギーの座に据えるものだった。それにともない、政府による思想統制が急速に強化された結果、明治維新後に興隆した自由民権運動は衰退し、自由主義者、社会主義者、キリスト者などは自らの思想・信条と国体論が矛盾しないと強調することを余儀なくされたのである。

思想的な抑圧が強まるなか、1894年に発生した日清戦争での勝利により、清からの賠償金を元手に官営八幡製鉄所が設立されるなど、日本における産業化は加速した。しかし、資本主義経済の発達は労働者の困苦を大きくする引き金になり、同盟罷工（ストライキ）の頻発をも招いた。ピークの1898年には全国で43件の同盟罷工が発生したが、1899年の治安警察法の成立によって労働運動が規制の対象となった結果、その数は逡減していった⁵。

このような時代背景のもと、体制に最も批判的なイデオロギーとして、社会主義が1890年代末から主に知識人の中で普及し始めたのである。1897年4月に日本初の社会主義団体「社会問題研究会」が、翌1898年10月には「社会主義研究会」が結成され、このうち後者の会長を務めた村井知至は、1899年に日本初の社会主義のテキスト『社会主義』を出版し、その普及に努めた。さらに社会主義研究会は、1901年5月に日本初の社会主義政党である社会民主党に改組されるに至った。しかし、社会民主党は即日解散させられるなど、社会主義運動は政府による弾圧にさらされた。

ナショナリズムの興隆

このように日清戦争は社会主義の普及を促す呼び水になったが、その一方で初めての近代的な対外戦争は日本に広くナショナリズムを喚起する契機ともなった。下関条約で割譲された遼東半島がロシア、フランス、ドイツからの圧力によって返還を余儀なくされた1895年の三国干渉は、それに拍車をかけた。それにともない、国体論のイデオロギー的な拘束力はさらに強化され、東京帝国大学の穂積八束の「天皇主権説」などにより、学問的に権威付けされたのである。

しかし、近代国家が確立されるにともない、元老をはじめ、新たに台頭した官僚、軍幹部、資本家などに政治権力が実質的に握られる状況は、いわば建前である国体論と実態との齟齬を大きくした。この背景のもと、自由民権運動の退潮後に藩閥政治、官僚制、資本主義の急速な発達のもとで

社会的に周辺化され、そのなかで征韓論に拠り所を求めたかつての民権論者の一部は、とりわけ国体論を高唱する勢力として台頭した。1881年に頭川満が、1901年にその弟子の宮崎滔天が、それぞれ結成した玄洋社と黒龍会に集ったいわゆる「大陸浪人」はその典型であり、彼らの多くは復古的な皇室中心主義やナショナリズムとともに、西洋列強を駆逐し、アジアに日本を中心とする秩序を形成することを目指すアジア主義を掲げた点で、概ね共通したといえる。

ただし、その一方で、1890年代の日本では、皇室中心主義を必ずしも強調しない保守主義の潮流が中間層の間で浸透し始めていた。この潮流は、天皇制に象徴される「日本的な特殊性」を「近代化の普遍性」の文脈で捉え直そうとするものであり、その意味で近代的な思考様式に則していた。明治期を代表するジャーナリストの一人である徳富蘇峰は、その代表格といえる。

徳富が主催する民友社が発行していた『国民之友』は1880年代に「欧化」を唱導し、近代的な国民という意味での「国粹」を志向する陸羯南ら政教社の『日本』と、主に中間層の青年を対象とする読者を争った。しかし、「欧化」した日本が西洋列強から拒絶された三国干渉の衝撃から、近代化という普遍的な潮流と日本の特殊性の乖離を止揚するものとして、国家に拠り所を求めるに至った⁶。日本に近代化をもたらした西洋列強が、そのまま日本の独立性を脅かしかねない存在ともなった帝国主義の時代背景は、絶対的な権力をもつ国家に倫理的、規範的な意義を見出す国家主義を興隆させる契機になったといえる。その結果、ジャーナリズムの世界にも国家主義的な論調が珍しくなくなったことは不思議でない。

北一輝は、このような日本の大きな変動期に青年期を送った。佐渡中学の寄宿舎で同室だった次弟の北吟吉によると、知的に早熟だった北の本棚には『国民之友』があったという⁷。その一方で、佐渡中学を中退した翌1901年、北は家族に無断で上京したが、その際に社会主義運動の中心人物の一人だった幸徳秋水に出会っており、これを契機に彼は社会主義に傾

倒し始めている。このような時代背景と思想潮流のもとで生まれ出でた北の思想の概略を次節で検討する。

2.北の思想の沿革

浪漫主義からの影響

猶存社の同志だった満川によると、「北君はいわゆる社会主義を嫌うが、皇室中心主義も嫌う」⁸。北の思想には様々な側面があるが、以下では主に最初の名著『国体論』に依りながら、その沿革について素描する。

敢えて単純化するなら、北の思想の底流には「人間の解放」があったといえる。『国体論』では、「歴史の進化は個人々格の覚醒に在り」⁹、「個人の自由が蹂躪せらるゝ国家は世界の人文に効果なく、従て国家単位の生存競争に於て劣敗者なり」¹⁰と、歴史の必然としての個人の自由が強調されている。1880年代以降の日本において、思想・信条の自由や表現の自由に対する抑圧が強化されたことは、先述の通りである。この環境のもとで、北は個性の発揮を抑圧する国家・社会のあり様を打破する必要を強調したのであり、そこには貴族制を含む身分制の解体から自由恋愛の推奨まで含まれる。これは明治期の日本文学界に登場した浪漫主義に通底するものといえる。

ここで、浪漫主義と北の関連について触れておこう。自由民権運動の退潮にともない、1890年代には政治に失ったエネルギーの矛先を文学に見出す人々が相次いで現れ、そのなかで二葉亭四迷に代表される写実主義的な作家の一群は、近代化が進みながらも封建的な風潮が蔓延する社会と、そのなかで懊悩する自我に目覚めた近代人を描いた。これに対して、尾崎紅葉、幸田露伴ら浪漫主義と呼ばれた作家らは、やはり近代と封建制が混在する社会における不公正を描きつつも、人間が本来もつ力を積極的に肯定した¹¹。例えば尾崎の場合、自分の道を切り開くほど強い自我を持たない登場人物を助ける、「俠気」に溢れた人物をほぼ必ず登場させており、

六辻 北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

片岡はここに人間の解放を目指した浪漫主義の特徴を見出す¹²。一方、詩歌の分野では、与謝野鉄幹、晶子を中心に、1890年に創刊された『明星』を看過できない。『明星』はより芸術至上主義であったが、即物的な資本主義文化や封建的な形式道徳を拒絶した点で、尾崎らとほぼ共通したといえる¹³。

このような浪漫主義文学は、思春期の北一輝と無縁でなかった。先述の北吟吉によると、中学生時代の北の愛読書のなかには紅葉全集や露伴全集もあった¹⁴。さらに、佐渡中学退学の翌1901年、北は『明星』に短歌を投稿して、そのうち二首が採用された。これらからは、北が明治期の浪漫主義文学から少なからず影響を受けていたことがうかがえる。

国家による人間の解放

ただし、浪漫主義なかでも『万葉集』にある自由、素朴な人間の精神の解放を夢見た『明星』メンバーと異なり、北は近代社会がもつ諸矛盾を国家によって止揚することを目指したといえる。この点を、『国体論』における国家に関する議論から確認しよう。

北は日本の歴史を、天皇が絶対的な権力を持っていた君主国（大化の改新から平安時代末期まで）、天皇を形式的に戴きながらも軍事的覇者が権力を握った貴族国（鎌倉時代から江戸時代までの武家政権時代）、そして近代的憲法に基づく国家において天皇が元首としての役割を担う民主国に分類する。この分類は、北自身が認めているように、当時日本にも紹介され始めていたマルクスらの社会進化論の影響を色濃く受けたものであった。普遍的な進化の法則にのっとって、国家が血統に由来する特定の個人の私有物でないことを規定する憲法が導入されたことをもって、北は明治以来の日本を「民主的国家」と呼ぶ。

その議論に従うと、法律上の人格をもつ国家によって必要とされるが故に、天皇の地位や権能は認められる。『国体論』において天皇は「特権ある国家の一分子」¹⁵と位置付けられており、これは天皇を「家長」に、臣

民をその「赤子」になぞらえる、当時のスタンダードであった家族国家観を否定するものであった。すなわち、北の議論はいわゆる「天皇機関説」であり、論理的には「国家から必要と認められなくなれば天皇の権能は失われる」ことにもつながる。したがって、北自身は明示していないものの、その議論の延長線上には「天皇制廃止」を読み解くこともできる¹⁶。この点に関して、ここではこれ以上触れないが、以上から少なくとも皇室を絶対不可侵のものと捉えた多くの大陸浪人と北との差異は明らかであろう。

いずれにせよ、『国体論』において北は、明治維新後の日本が法的には「個人の私有物でない国家」になったものの、実態はその限りでないと批判する。明治維新で掲げられた「万機公論に決すべし」や「四民平等」の精神は形骸化し、元老、藩閥政治家、官僚、資本家、地主などが政治権力と経済的特権を独占している。そして、明治政府の公式イデオロギーである国体論は、それを覆う建前に過ぎない。北によると、「二千五百年間皇室を奉戴せりと云ふ日本歴史の結論は皆明かに虚偽なり」¹⁷。すなわち、北は正統イデオロギーである国体論を、特権階級による国家の私物化を正当化するフィクションとして批判し、寡頭制の恣意的な支配を国家によって封じることが強調したのである。こうしてみたとき、「国家による人間の解放」が北のライトモチーフだったといえよう。

ただし、北は個性の自由な発現を無条件に奨励したわけではない。北にとって個人は社会のもとではじめて存在でき、前者は後者の一分子である。さらに、北によると、国家は「現今の地理的に限定されたる社会」¹⁸であり、これは「空間を隔て、人類を分子とせる大なる個体なり。即ち個体其れ自身の目的を有して生存し進化しつゝある有機体なり」¹⁹。すなわち、北にとって国家と社会は未分化で、さらに個人はそれと有機的に連関している。この社会有機体説に則した観点から、個人のみを目的とすることで社会の混乱をもたらし得る個人主義は「偏極的個人主義」と呼ばれ、社会の重要性を強調しすぎることで個人を抑圧し得る「偏極的社会主義」とともに、否定される。

そのうえで北は、個人が自らと、一分子である自らを含む社会全体の双方に注意を払えることを強調し、個人と社会の緊張関係の止揚を図る。「一個体は個人たる個体としての意識を有すると共に、社会の分子として社会としての個体の意識を有す」²⁰。北は個人がもつ利己心と公共心をそれぞれ「小我」、「大我」と呼び、最終的には後者が前者に優先されると捉えながらも、前者が尊重されることにより社会の進化が促されると述べる。「吾人の純正社会主義が社会進化の為に個人の自由を尊重すべしと云ふことは、思想信仰は原始的個人に先天的に独立自由に存すと云ふ意味にあらずして、社会進化の為に個人の自由を尊重する所の社会良心を以て思想の独立信仰の自由を許容すべしと云ふことなり」²¹。これに従うと、国家・社会の発展に適う限りで、個性が発揮されるべきとなる。その意味で、北の思想には個人より国家・社会を優先させる素地があったといえる。

のみならず、北は最終的には個人の意志が自然に全体の意志に調和すると捉えた。「個人が社会の分子として社会其者たる以上は個人の目的は即ち社会の目的たるべきなり」²²。ここに、個人が全体に単純に抑圧されるのではなく、前者がいわば自発的に後者と自らを一致させるという、後期の著作でより顕著となる全体主義的な傾向への契機を見出せよう。この点については、次節で後述する。

当時の社会主義者との差異

このように『国体論』において北は、個性の発揮を可能にする社会の構築を主張したが、これを妨げる大きな要因として経済的な格差をあげている。先述のように、日清戦争を契機に日本は急速に産業化し始めたが、その10年後に膨大な経費を費やして行われた日露戦争は一部の資本家に利益をもたらしたものの、多くの国民の生活をさらに困窮させた。「吾人は土地と共に売買さるべき農奴にして賃金に縛せられたる奴隷なり。地主と云ふ黄金貴族は土地は私有して吾人を土百姓となし、資本家と云ふ経済的諸侯は工場の封建城郭に據りて吾人を素町人として遇す」²³。資本家や地

主によって、多くの人々が経済的に支配されるだけでなく、議員もその影響下に置かれる状態を北は「経済的家長国」と呼び、明治維新の精神や大日本帝国憲法で保障された財産権を回復するための「第二革命」の必要性を訴えた。そのうえで、北は国家全体のトラスト化により、生産能力を向上させるとともに、多くの人々が経済的に隷従する状態を打破することも提案した。

格差の是正や計画経済の強調だけでなく、先述の社会進化論からの影響などを含めて、北に幸徳ら当時の社会主義者の多くと通じるところがあったことは確かである。しかし、北は当時の社会主義者らと自ら一線を画した。そこには大きく三つのポイントがあり、第一に「平等」の捉え方があげられる。北は「富者の利益を貧者に配分する」ことを是とする「平民主義」を退けた。北によると、「社会の進化は階級的層を追ひて漸時に上層に進化し上ること」にあり、目指されるべきは「今の小作人と賃金労働者とが今の経済的貴族若しくは其れ以上の経済的幸福と其れに伴ふ凡ての政治的・道徳的進化を得んとする全社会の貴族主義」である²⁴。すなわち、北にとっての平等とは、各人がその個性や能力に応じて可能性を発揮できる機会を保障することにあつたといえる。

第二に、「第二革命」において、北が国家の役割を重視した点である。これは幸徳ら当時の社会主義者の多くが、アナルコ・サンディカリズムやニヒリズムの影響を受け、無政府主義に傾いていたことと対照的だったといえる。ウラジミール・レーニン率いる十月革命に約11年先立って、北は国家による社会主義の実現を提唱していたのである。ただし、『国体論』では第二革命の手段として普通選挙の実施が提唱されており、少なくともこの時点では暴力をとまなう革命は重視されていない。「投票は最もよく社会的勢力を表白する革命の途にして、爆裂弾よりも同盟罷工よりも最も健確に理想の階上に昇るべき大道である」²⁵。ここでさらに注意すべきは、北が第二革命において、暗殺などの暴力的な革命とともに、労働組合などの大衆運動を重視しなかったことである。国家・社会の全体性を重視する

北にとっては、階級闘争もまた止揚されるべきものであったといえる。

第三に、国際関係についての捉え方があげられる。すなわち、帝国主義を批判する幸徳ら当時の社会主義者の多くが日露戦争に反対したのに対して、北は国防の観点からこれを擁護した。さらに、北は帝国主義を「征服併呑の形に於て社会を進化せしめたる」²⁶ものと捉え、国家＝社会が進化するための生存競争としてこれを容認する。ここに、当時のグローバルな思潮と無縁でなかった北の立場を見出せよう。

ただし、その一方で、北は帝国主義を無批判に礼賛したわけでもない。「今日の如く世界の大我を忘却し国家の小我を中心として凡ての行動を執りつゝあること帝国主義者の賛美しつゝある如くなるは、実に倫理的制度たるを無視せる国家の犯罪なり」²⁷。そのうえで、世界全体の進化の道筋として「世界連邦」が提示された。「…現今の国家競争が等しく未だ競争を決定すべき政治機関なきが為めに今尚外交の陰謀譎詐と放火の殺戮の方法に於て行はるゝものを、今後は階級闘争の其れの如く投票によりて決せんが為めに世界連邦論あるなり」²⁸。すなわち、個人と国家・社会の関係に関する議論にみられた、「小我」が尊重されるべきだが、これは最終的に「大我」に優越されるという主張は、個別の国家と国際社会の関係にも援用されているのであり、国家の「小我」を強調する帝国主義は、北の論理においては世界人類の進化という「大我」に優越されるのである。このように、『国体論』から看取される北の思想は、日本の第二革命を目指すものであるととも、世界革命も射程に収めたものだったといえる²⁹。

3. 「力」をともなう国家改造

『外史』内の温度差

これまで素描した『国体論』における議論は、約9年後に著された北の第二の主著『外史』において、大きくシフトした。『外史』は辛亥革命の見聞録、革命に関する理論書、さらに日本政府に対する対中政策の提言書

という三つの側面をもつ。このうち、特に第二の側面に関して、『外史』の第1章から8章までと、第9章から第20章までの論調は大きく異なる³⁰。大まかに言えば、『外史』の前半は『国体論』と近似しているものの、その後半は後の『改造法案』との連続性が高い。

先述のように、『外史』は1915年12月と1916年4月の二回に分けて印刷され、各方面に頒布された。大正デモクラシーを象徴する民本主義者である吉野作造は前半を読み、わざわざ北を訪問するなど、その内容に大きな関心を示したが、後半を読んでその態度を変化させた。「…前半は非常に立派なもので近来の名論と思つたので国家学会雑誌で批評しようと思つたが、後半が私と意見が違つて居りましたので差し控えました遺憾なことです」³¹。

印刷・頒布が二度に分けられたのは、1915年12月に発生した、袁世凱の帝政計画に対する各地の都督が結成した「護国軍」による蜂起、いわゆる第三革命による。第三革命の勃発を受けて、北は来日した譚人鳳と大隈内閣の交渉に向けた周旋などに奔走したため、執筆が一時中断され、そこまでの部分が『外史』前半として印刷・頒布されたのである。そして、翌1916年3月に袁が帝政計画を撤回した後に書き上げられ、頒布されたのが『外史』後半であった。萩原が指摘するように、「第三革命の予想外の成功」は、北の革命思想に大きな影響を及ぼしたといえる³²。『外史』後半において北は、「国民をして終に今日神の声を叫ばしめたり。『討袁革命』これなり」³³とあるように、超自然的な「天意」を革命における重要な要素として強調し始めた³⁴。そこでは、『国体論』で顕著だった、社会進化論に象徴される理性や合理性への信頼のトーンダウンが明らかである。

それとともに、『外史』後半では、暴力をとまなう革命への傾倒が顕著となった。例えば、『国体論』では全面的には肯定されていなかった暗殺が、革命を大きく動かす動力として捉えられるに至った。北は袁世凱が北京で爆弾を投げつけられ、辛くも一命を拾ったものの、これが彼をして清朝廃絶を加速させたことを強調する。「顛倒せる亡国階級の代表者は路傍に落

ちたる良心を拾ふ能はずして其の肉体のみを馬車に載せて逃走せり。日英兩國を後援としたる彼の外交的成功も、一発の爆弾より受けたる戦慄を緩和する能はずして直ちに忠臣義士を廃業したり」³⁵。北は『国体論』が発禁処分を受けた後の1906年、革命評論社の雑誌『革命評論』に「外柔」というペンネームで著した論考「自殺と暗殺」において、言論弾圧や思想の抑圧が暗殺の横行を招き得ることを予見していたが、『外史』後半では革命の手段として暗殺がより積極的に肯定されたのである。

反自由主義の加速

人間の理性に対する懐疑が濃厚になるにつれ、北の革命理論における反自由主義的な色彩も濃くなった。『国体論』において、日本の第二革命の手段として普通選挙の実施が強調されたことは先述の通りであるが、『外史』前半においても、「東洋的共和政」における記述において、議会政治への期待をうかがうことができる。宋教仁の盟友を自認する北は、臨時政府の法制局総裁に就任した宗を中心に作成された「中華民國臨時約法」で示された、フランス第三共和制にも似た、大統領を儀典的な役職にとどめ、議会に大きな権限を認める体制を、東洋的共和政と呼んだ。民選議会が実質的な権限を握る体制への肯定的な評価からは、『国体論』にみられた、半封建的な因習、資本主義経済に起因する格差、一部の特権階級（北のいう「亡国階級」）による政治権力の独占を、普通選挙の実施によって打破することへの楽観を見出せる。

しかし、『外史』後半では、国民の幅広い政治参加を通じた第二革命への懐疑が顕著となり、これに代えて主にナポレオンを引き合いに、クーデタと流血を是認する記述が目立つようになった。「奈翁は自由の熱狂児。議会が反動的勢力の占拠する所となりし時、自由の為にクー・デ・ターを敢行するに自ら卒倒せし程の良心を持てり。…如何なる議員の投票も悉く神聖にして国民の如何なる自由意志を表白する者も共政和体（原文ママ）なりと云はゞ、執政官奈翁をしてクー・デ・ターを為さしめず大多数王党

の投票によりて中世的反動を再現せしめば是共和政治の本義なりと考ふるか」³⁶。

反自由主義的なトーンの強さは、革命における権力の一元化が強調された点でも同様である。北によると、中間層の増加と自由の普及が革命をもたらすのではなく、革命が自由と、その担い手たる中間層を生む³⁷。この理論に基づき、『外史』前半と異なり、その後半において北は、国民の間で「自由の覚醒」が不十分な中国にあって東洋的共和政を成功させる要件として一種のカリスマ支配をあげ、これをモンゴル帝国の英雄オゴタイ汗になぞらえる。北によると、オゴタイ汗は「君位を世襲継承せし君主に非ずして『クリルタイ』と名くる大会議によりて選挙されしシーザー」³⁸であり、それは袁の死を契機に瞬く間に収束した第三革命を完遂するに足る軍事、政治の両面に渡る指導者であるとともに、その絶対的な権限が支持者によって付与された者、そして未だ「地下層」にあって世上に現れていない者を指す。そのうえで、東洋的共和政のもとで革命を完遂する必要条件として、現代のオゴタイ汗である大總統と革命の元勳から成る上院による統治が強調され、民選議会はここから排除されている。「議会の饒舌は英雄を沈黙せしめ、民意を代表すと称するもの、投票は革命に於て特に天意に叛逆す」³⁹。

北は将来の中国における選挙まで否定しておらず、ここから一元的な権力が革命期の過渡的なものと捉えられていたとみることもできる⁴⁰。ただし、オゴタイ汗の絶対的な権限が無制限のものでなく、あくまで国民の支持に基づくと捉えられているものの、「絶対的な権能をもつ支配者に対していかに異議申し立てを行うか」に関しては、「天意」以外に述べられていない。すなわち、北の論理は民意という「天意」を帯びたカリスマによる支配が恒久化する契機をはらんでいるのであり、ここにおいてその全体主義的傾向は加速したといえる。

4. 世界連邦から革命帝国へ

西洋中心の秩序からの転換

以上に述べたように、『外史』後半では議会を通じた第二革命の方針が放棄されたが、それにともない世界革命に関する議論にも変化が生まれた。『国体論』において北は、各国で社会主義革命が起こることにより、「小我」としての帝国主義を超克する「大我」として世界連邦が創設されると論じた。ここでは西洋列強とアジアの軍事的対決といった図式は乏しく、両者を包含するものとして世界連邦が描かれ、そこに日本が他の国と肩を並べて参加することが想定されていたといえる。しかし、荻原が指摘するように、『外史』後半においてこのトーンは一変し、アジアから西洋列強を軍事力で駆逐することによる西洋中心の世界秩序の転換が説かれているうえ、その後生まれる世界において日本が特別な使命を帯びた国として描かれている。

これに関してまず確認すべきは、『外史』後半では中国革命の成否と対外戦争を結び付けた議論が展開されていることである。北は明治維新とフランス革命を比較し、革命が恐怖政治など極度の混乱をもたらすか否かを別つ主要因として、外国からの干渉の有無をあげている。そして、この観点から、国家改造においてその必要性が強調され始めた「力」は、外部からの干渉を排して革命を完遂させる不可欠の要素としても捉えられるに至った。「あゝ蒙古大汗を意味する大總統と上院の諸汗よ。斯る大理想に生まれたる中華民国は内に対して武断政策を取ると共に外に向ての国是は軍国主義ならざる可らず」⁴¹。西洋列強のなかでも、北はとりわけ英露を革命中国にとっての脅威と捉える。「革命の支那が武断政策によりて国内を統一し軍国主義に立ちて外邦に当るべしとの以上の推定は、即ち支那と英露との衝突避くべからざるを断決せしむるものなりとす。…露西亜の北亜細亜侵略は前門の虎にして、英国の南亜細亜経営は後門の狼なり」⁴²。

このように英露と中国の対立の不可避性を強調する一方、北は日英同盟

に基づいて「英国の走狗」として中国での利益を追求する日本政府の侵略的な方針が中国人からの反発を招くだけでなく、これによって日本と中国が争えば、結果的に英露による日本分割をも招きかねないと危惧する。「日本の恐怖は『裏墮斯徳』と『香港』に存す。憂は英露の日本分割に存す」⁴³。さらに、北は日中間の戦争が、中国分割に消極的な米国をも巻き込んだ戦争をももたらすと予見し、これに終始一貫反対した。そして、この現状認識に基づいて『外史』後半では日英同盟の破棄と、日中同盟の樹立が提言されている。

北によると、英露の駆逐とアジア防衛は、日本と中国にとって共通の利益である。「支那は先づ存立せんが為に、日本は小日本より大日本に転ぜんが為に、古今両国一致の安危を感じる斯くの如き者あらんや。是を日本の利益より云へば、支那は膨張的日本の前駆を為す者なり。支那の利益より云へば貧弱なる己を喰はずして豊富なる己の敵を喰ひ双腕己を抱きて保全を図る者なり」⁴⁴。そして北は、中国の保全を実現させるため、日本の軍事力を、中国分割に否定的と目された米国の経済力と結びつけることを提言した。「即ち米の対支投資は支那保全主義に対して日米間を不可分の同盟たらしむるものなり」⁴⁵。

その一方で、北は米国の関与を投資など経済協力に限定し、むしろ英露駆逐の延長線上に、アジア自身によるアジアの秩序を構想した。「…支那と印度と土耳其とが亜細亜の近代的自覚史を書き始むべし」⁴⁶。これは第一次世界大戦を契機にユーラシア大陸の各地で高まり始めたナショナリズムを視野に入れたもので、15世紀の大航海時代に端を発する西洋中心の帝国主義時代の終焉に近いことを予見したものといえる。このように北は、中国を含むアジアにおけるナショナリズムを自明と捉え、これらとの提携を念頭に、米国との経済協力に基づく日中同盟という「外交革命」を打ち出すことで、「保全主義」を謳いながらも中国分割に手を染めようとした日本政府とも、中国における反日感情の高まりに激高した多くの大陸浪人とも、一線を画したのである。

帝国主義の止揚？

ただし、『外史』後半では、アジアおよび世界における新たな秩序の創出が、国家改造と同様、軍事力によって実現することは自明と扱われ、しかもそのプロセスにおける日本自身の利益も強調されている。すなわち、北は英露をアジアから駆逐することを主張する一方、入れ替わりに日本がシベリアやオーストラリアだけでなく、シンガポールなど英領植民地やインドシナのフランス領植民地を確保することを正当化する。そのうえで、引き換えにカナダ領有を認めれば、米国が日本の領土拡張を承認するはずと楽観視する。「米合衆国をして建国以来の国家合衆策を己に事実上米領化せる加奈太に許容せしめよ。是れ日本が濠州及び南洋の英領植民地を併合する為めの公平なる正道なり」⁴⁷。ここからは、第一次世界大戦を大きな転機として米英間で覇権交代が進み始めていたことを踏まえて、この両国を分断する意図がうかがえるものの、カナダ領有で米国が納得するという見解は、排他的な植民地経済に基づく英国と、自由貿易をテコに勢力を拡張させ始めていた米国の行動パターンの差異を軽視したものといえる。いずれにせよ、後の『改造法案』でより鮮明となった、「国際的無産者」としての日本が広い領土を得ることの正当性の強調が、『外史』後半において既にみられることは確かである。

のみならず、西洋に抗する力をもつとみなされた中国、インド、トルコは、シンガポールやインドシナと異なり、それぞれの領域を統治するべき主体と捉えられているものの、暗黙のうちに日本がこれらの保護者と呼ぶべき立場に位置づけられている。なかでも、北は中国による蒙古、チベット、ウイグルなどの支配を自明視しながらも、満州に関しては日本の支配に服することを強調する。北によると、南満洲は日露戦争によってロシアから獲得したものであり、中国から奪ったものでなく、さらに日本が北満州を含む満州全域を防衛することはロシアの南進を防ぐために欠かせず、それは中国にとっての利益でもある。「南満州は日本の血を以て露西亜よ

り得たる所。…北満に至つては英の妨ぐるなくんば日露戦争の当時己に獲得すべかりし者。大戦の意義に照らして終に露西亜より奪はずんば止まず。是れ支那の為に絶対的保全の城郭を築くものに非ずや」⁴⁸。

日本自身がアジアの盟主を目指す北の論理を敢えて類推すれば、松本が指摘するように、日本が国家改造を行って「革命大帝国」になることで、帝国主義は止揚されるかもしれない⁴⁹。とはいえ、そこで目標とされたのは「太平洋を庭池とした大羅馬帝国」⁵⁰であり、これによって少なくとも『国体論』でみられた、東洋と西洋を止揚した「世界連邦」の構想が影を潜めたことは確かである。『外史』後半ではむしろ、東洋と西洋の対決の不可避性が強調され、それとともに各国での議会革命を通じた世界革命ではなく、力による革命帝国の樹立の必要性が訴えられている。このシフトは、超自然的な「天意」への傾倒を背景に、理性や合理性への懐疑を深め、「力」に拠り所を求めるに至った国家改造に関する議論と連動したものであったといえる。

5. 北思想が日本にもたらした影響

錦旗革命の構想

『外史』後半で示された、暴力をともなう革命帝国の建設という方針は、第三の主著『改造法案』にも基本的に継承されている。北によると、五・四運動のなかで高まる排日熱が、彼をして「日本を魂のドン底から覆へして日本自らの革命に」⁵¹当たる決意を固めさせた。ヴェルサイユ講和会議で日本政府が山東半島領有に固執したことが反日運動の噴出を促したと捉えた北にとって、日本の外交方針には大転換が必要だったが、そのためには「十数年間に特に加速度的に腐敗墮落した本国」⁵²の改造が不可欠であった。この観点から、いわば外交革命と連動した国家改造の方針が打ち出されたのである。

ここで、『改造法案』の要点を確認してみよう。満川ら猶存社のメンバー

によって各界人士に頒布された、『改造法案』のオリジナル版である『原理大綱』では、「国民の総代表」としての天皇を奉じた錦旗革命が唱えられている。「天皇ハ全日本国民ト共ニ国家改造ノ根基ヲ定メンガ為メニ天皇大権ノ発動ニヨリテ三年間憲法ヲ停止シ両院ヲ解散シ全国ニ戒厳令ヲ布ク」⁵³。クーデタによって「君側の奸」を排し、天皇中心の体制を樹立する構想は、『外史』後半で披歴された暴力をともなう革命に沿ったものであるだけでなく、満川や大川ら皇室中心主義者に受け入れられやすいものでもあった。

ただし、萩原が指摘する⁵⁴ように、『原理大綱』のこの部分に関する注釈にある「クーデターハ国家権力即チ社会意志ノ直接的発動ト見ルヘシ」⁵⁵という一文は、クーデタが天皇ではなく国家の意志に基づくことを意味する。天皇を奉じた革命が国家の意志に基づくとすると、これに反するなら天皇は「国民の総代表」足り得ない。すなわち、ここからは『国体論』以来の天皇機関説に大きな変更はなかったことが汲み取れるが、それは皇室中心主義者を含む大半の読者に読み取られにくい表現に止められたのである。

その一方で『改造法案』では、貴族制の廃止、出版法など「精神を毀損する」法律の廃止、戒厳令後の普通選挙の実施、私有財産や土地保有に関する上限の設定、国家による経済活動の統制、労働者や女性の権利保護、義務教育の普及などが提言されている。紙幅の都合から、これら逐一を論じる余裕はないが、ここでは『国体論』以来の「国家による人間の解放」というライトモチーフで一貫していることを強調しておこう。なかでも注目すべきは、大企業や大地主の利益が政府を左右する状況の変更が強調されている点である。「天皇ニ指揮セラレタル全日本国民ノ超法律的運動ヲ以テ先ヅ今ノ政治的経済的特権階級ヲ切開シテ棄ツルヲ急トスル所以ノ者、内憂ヲ痛ミ外患ニ悩マシムル凡テノ禍因コノ一大腫物ニ発スルヲ以テナリ」⁵⁶。これら社会主義的な内容を含む第二革命を、形式的には天皇を奉じる国家が主体となって行うところに、北の独創性があったといえる。

そして、日本国内における国家改造は、特権的な寡頭支配の打破という文脈において、『外史』後半で提示された西洋列強を中心とする国際秩序の転換に結びつけられている。「英国ハ全世界ニ跨ル大富豪ニシテ露国ハ地球北半ノ大地主ナリ。散粟ノ島嶼ヲ割定線トシテ国際間ニ於ケル無産者ノ地位ニアル日本ハ正義ノ名ニ於テ彼等ノ独占ヨリ奪取スル開戦ノ権利ナキカ。国内ニ於ル無産階級ノ闘争ヲ認容シツヽ独り国際的無産者ノ戦争ヲ侵略主義ナリ軍国主義ナリト考ル欧米社会主義ハ根本思想ノ自己矛盾ナリ」⁵⁷。このように、北にとって『国体論』以来のテーマである日本の国家改造は、『外史』で示された外交革命の提言と結びつき、革命帝国の樹立という方針によって、『改造法案』において結実したといえる。

このような『改造法案』は、社会の不正に批判的な人々の一部に大きな影響を与えた。特に1921年、労働者の住環境を改善する活動に従事していた朝日平吾が、全く面識のない北の『改造法案』に触発され、「国家社会を無視する貪欲卑劣の富豪」と目した安田財閥の当主、安田善次郎を殺害し、さらにその場で自殺した事件は、特権階級に対する暗殺時代が到来したことの象徴であった⁵⁸。

『改造法案』にとりわけ敏感に反応したのは、尉官クラスの青年将校らだった。その多くは一定の知識水準があり、他方で日常的に兵卒と接触する立場にあった。第一次世界大戦後、多くの農村は困窮を極めていた。農家の次男、三男に多かった兵卒を通じて農家の貧窮に接し、他方で大企業や大地主が独占的に利益を得る体制に批判を強めた将校のなかには、政財界や軍の要人暗殺や蜂起を試みる者が現れ始め、これは1931年の三月事件、十月事件、さらに1932年の五・一五事件などに帰結した。その一方で、彼らは軍隊で皇室中心史観をたたきこまれてもいた。そんな青年将校のなかから、特権階級の打破を掲げ、さらに戒厳令下で在郷軍人団会議を改造内閣の直属機関とするなど軍隊を国家改造の中枢に位置づけ、他方で表面的には天皇機関説が読み取られにくい『改革法案』を、既存の体制に対する抵抗の理論的支柱と捉える者が現れたことは、不思議でない。その結果、

六辻 北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

『外史』や『改革法案』に触れ、元陸軍少尉で北の弟子でもあった西田税を通じて北と接触をもった青年将校を中心に、1936年に二・二六事件が引き起こされたのである。

二・二六事件の余波

1,400名以上を率いる青年将校らによって帝都東京の中樞が制圧され、岡田啓介首相、高橋是清蔵相、鈴木貫太郎侍従長など政府要人が殺害された二・二六事件は近代日本史上最大のクーデタであり、満州事変とともに、軍が政治への関与を深める一つの大きな契機にもなった。その首魁と目され、軍法会議によって処刑されたことから、戦後北が多くの関心を集めたことは、既に述べた通りである。

ただし、北が戦前の政府や軍に及ぼした影響を過大評価することには慎重であるべきだろう。この点に関して、スピルマンは主に以下の三点をあげている。(1)その著作は戦前、ほとんどが発禁処分か絶版にされ、必ずしも多くの人々がこれらを読んだわけではない、(2)北はいかなる公職に就いたこともなく、大学で教鞭を執ることもなかった、(3)北は青年将校と直接交流をもっていたが、政府要人や軍幹部へのパイプは必ずしも太くなかった⁵⁹。そのうえでスピルマンはむしろ、北と袂を分けた、当時の大ベストセラー作家であると同時に、南満州鉄道の東亜経済調査局の理事長などを歴任し、拓殖大学などの教授で、さらに後藤新平ら政治家だけでなく東条英機や永田鉄山ら軍幹部とも親交の深かった大川周明を、満州併合の青写真を軍に提示した者として指摘する。スピルマンの指摘に加えて、北は混乱する中国情勢を打開する一手として満州事変を支持していたものの、その当事者である石原莞爾と面識さえなかったことや、日米戦争に発展することへの危惧もあって全面的な日中戦争に終始反対したものの事態がそれと逆方向に向かったことなどは、いずれも北が政府や軍の中樞に及ぼした直接的影響が、必ずしも大きくなかったことを示すといえよう。

さらに注意すべきは、『改造法案』などに触発され、蹶起に踏み切った

多くの青年将校も、北の思想の全面的な影響下になかったことである。実際、青年将校らは蹶起の予定を西田に伝えず、その結果北にも伝えられていなかった。そのため、軍事法廷の判事だった吉田憲少将のように、北に責任を問うことに疑問をもち、むしろ軍部にこそ青年将校らを蹶起に向かわせた責任があると考える者もあったが、それにもかかわらず処刑判決が下されたのは、軍部が青年将校らの罪を彼らに「不逞思想を吹き込んだ」部外者である北と西田に負わせ、問題を矮小化しようとしたからに他ならない⁶⁰。のみならず、後に処刑された青年将校の渋川善助は、やはり青年将校の一人だった末松太平に、二・二六事件以前に以下のように語っている。「実は北さんの『国体論及び純正社会主義』が、天皇機関説なんだ。それでおれは北さんにただしてみた。が、北さんは、あれは書生っぽのとき書いたものだから、というだけで、てんでとりあわないんだ」⁶¹。ここからは、厳格な皇室主義者としての教育を受けた青年将校らに、北の天皇機関説についての理解がほとんどなかったことがうかがえる。さらに帰国後の北は、手元に残っていた『国体論』を満川に預けて門外不出としたが、これは国体論批判を暫時封印することで、革命の遂行を妨げないようにしたものともみられる⁶²。以上を要するに、「昭和維新」を掲げたクーデタは、北と青年将校らの同床異夢だったといえる。

ただし、それは戦前・戦中の日本において北の影響が皆無だったことを意味しない。丸山真男は日本の社会に内在する精神構造の一つとして、上位者からの抑圧を下位者に順次委譲していくことによって、全体のバランスが保たれる「抑圧委譲の原理」を抽出した。ただし、これは上位からの一方的なものでなく、「下剋上」と呼ばれる下位からの圧力に関しても同様である。「下剋上とは畢竟匿名の無責任な力の非合理的暴発であり、それは下からの力が公然と組織化されない社会においてのみ起る」⁶³。これは戦時下の日本政府において顕著で、丸山によると、東京裁判における被告にほぼ共通してみられた論理構造の一つは、「既成事実への屈服」にあった。すなわち、主体的な判断を差し控え、既成事実に従うエートスにより、

「日本の最高権力者たちが実は彼等の下僚のロボットであり、その下僚はまた出先の軍部やこれと結んだ右翼浪人やゴロツキにひきまわされて、こうした匿名の勢力の作った『既成事実』に喘ぎ喘ぎ追隨して行かざるをえなかった」⁶⁴のである。先述のように、中国から帰国後、北は「宮中某重大事件」などに関与し、さらに安田善次郎を殺害した朝日平吾の血染めの衣を、三井などの財閥を恐喝し、生活費を調達する手段として度々用いるなど、政財界のブローカーとして隠然たる存在感を示した。これに鑑みれば、丸山のいう「軍務課あたりに出入りする右翼の連中」の一人として、北が特権階級を突き上げる「匿名の力」の一端を担っていたことは否定できない。

これに加えて、仮に北自身の意図と異なるものであったとしても、二・二六事件がその後の日本にもたらした衝撃は大きかった。これに関して、再び丸山の議論を援用すると、当時の軍におけるタテの指導性の喪失は、ヨコの関係において自己主張を貫く手段となった⁶⁵。丸山によると、陸軍大臣は閣議や御前会議などで何らかの提案に反対したり、逆にある措置の採用を迫ったりする根拠として、「それでは軍の統制を保障し得ない」と述べるのが常であった。1940年に阿部内閣が総辞職した際、軍部が宇垣一成や池田斉彬による組閣に反対し、これに対して近衛文麿が「(軍内部の反対を) 陸相が抑えられたらどうか」と畑俊六陸相に尋ねると、畑は「微力で到底押さえられぬ。強いて出したら二・二六のようなことでも起りはせぬかと憂慮している」と答え、これを押し切っている⁶⁶。すなわち、軍部が復古主義的な皇国史観と「外敵」の存在を強調しながらも、それに呼応した下士官や大陸浪人の間で増幅したより強硬な意見によって逆に拘束され、これを拒絶できなくなるなか、危機はさらに拡大し、日本は破滅への道をひたすら進むことになったのである。そしてここに、帝都制圧という前代未聞の事態をもたらした二・二六事件がその後の軍や政府首脳に与えた影響の大きさを推し量ることができる。その意味で、少なくとも結果的に、北の思想は20世紀前半の日本に大きくかかわっているといえよう。

結語

本稿では『外史』におけるシフトを中心に、北一輝の思想の沿革とその影響を素描してきた。冒頭で述べたように、北の論理は極めてアクロバティックであり、さらに著作ごとにトーンは大きく異なる。しかし、寡頭制による議会政治の形骸化、資本主義による階級格差などが顕著になるなかで生まれた北一輝の思想には、「国家による人間の解放」というライトモチーフにおいて一貫性があるといえる。これに加えて、「抑圧と格差」が国内の特権階級だけでなく、国際的な秩序の中心に位置する西洋列強によってももたらされるものと捉えられたことも、北の思想の特徴であった。その意味で、日本の国家改造の方針が西洋列強の駆逐と連動したことは不思議でない。

このような北の思想は、連合国軍総司令部によって二・二六事件が「天皇を奉ずる民主革命」だったと判断されたこともあり、戦後の日本では、その政治的立場にかかわらず、日本国憲法に基づく体制と結び付けて論じられることが珍しくない。例えば、北一輝だけでなく日本国憲法にも批判的だった三島由紀夫によると、「私は以前にも述べたが、北一輝が『日本改造法案大綱』で述べたことは、新憲法でその七割方が皮肉にも実現されたといふ説をもつてゐる。その『国民の天皇』といふ巻一は、華族制の廃止と普通選挙と、国民自由の回復を声高に歌ひ、国民の自由を拘束する治安警察法や新聞紙条例や出版法の廃止を主張し、また皇室財産の国家下付を規定してゐる。これらはすべて新憲法によつて実現されたものであり、また私有財産の限度も、日本国民一家の所有しうべき財産の限度を一百万円とする、と機械的に規定したが、実質的には戦後の社会主義税法により相続税の負担その他が、おのづから彼の目的を実現してしまつた」⁶⁷。そのうえで、三島は『改革法案』にあつて日本国憲法にない内容として、徴兵制と交戦権という「国家の権利」をあげている。ただし、三島は重視していないが、女性の参政権に関しては、『改革法案』で否定され、新憲法で承認された点としてあげられる。これを除くと、三島の見解は、その趣

旨への賛否にかかわらず、指摘の範囲内において概ね正鵠を射たものといえる。すなわち、北の思想には、19世紀型の自由放任経済への反動として生まれた、20世紀初頭から第二次世界大戦後に至る「夜警国家」から「福祉国家」への転換という大きな潮流に沿っていた側面があるといえよう。

翻って冷戦終結後の世界を眺めると、自由主義の極致ともいべきグローバル化の進展は、国内外からもたらされる「抑圧と格差」に直面する各地の人々の間に、宗教過激派の勃興やナショナリズムの台頭などを促している。言い換えると、自由選択の原則のもとに個の自立が徹底して求められ、優勝劣敗の原理が社会の隅々まで覆う一方、格差などの不公正が顕在化するなか、世界的に全体性への憧憬が強まっているのであり、日本もその例外ではない。そのなかで北一輝に対する関心は再び高まりをみせており、21世紀に入ってから、例えば松本健一による全5巻の評伝の発行や、長谷川雄一らによる『国体論』の自筆修正版の発行などが相次いでいる⁶⁸。北一輝への関心は、現状の変革への幅広い期待を反映したものと受け取れる。

もちろん、北の思想や議論に先進的な内容があったにせよ、その処方箋に全体主義的な傾向が色濃いことには留意すべきであろう。欧米諸国からみて近代化の周辺部といえる日本で生まれた北の思想は、外来の普遍的思想と土着の固有な社会との間の摩擦を超克しようとしたものであり、その点では当時のヨーロッパの中心部から遠く離れたプロイセンにあって弁証法を完成させたG.W.F.ヘーゲルにも通底する。そして、やはり反自由主義と反個人主義を打ち出しながら、なお自由を求めた点で共通するヘーゲルと同様、北の議論は個性の尊厳を強調しながらも多分に全体主義的傾向を帯びたものである。とりわけ、帝政を追認し、官僚制の重要性を説き、さらに職業団体を通じた国家の有機的一体性の回復を目指したヘーゲルと比較しても、北の議論は人民主権の色彩が濃厚であるものの、『改革法案』で提示されている政党や労働組合といった民間組織の規制、政府直属の在郷軍人会団による各種法令の実施などは、全体性の強調において際立って

いる。絶対王政を否定するなかで生まれた自由主義が、その延長線上で少数の有力利益団体のロビイングによる議会政治の空洞化と資本主義による経済的抑圧を黙認しがちであることと同じく、「抑圧と格差」を否定する北の思想は、新たな抑圧を生む契機をもはらんでいるのである。

ただし、処方箋をそのまま受け入れることに慎重であるべきとはいえ、それはグローバル化の猛威に覆われる状況が、北が示した「国家による人間の解放」を再考する必要性を喚起していることまでも否定するものとはいえない。処刑の前日、面会に訪れた弟子の馬場園義馬が『外史』以外の著作の出版について相談した際、北は発禁処分が解けていない『国体論』については出版を差し控えた方がよいという一方、『改造法案』については構わないと答えたとうえで、以下のように述べたと伝えられる。「…君達は最う一人前に成つて居るのだから、あれを全部信ずる必要は無い。諸君は諸君自身の魂の上に立つて、今後国家の為に大体ア—云ふものを実現する心持で努力すればよろしい」⁶⁹。これに関するその真意⁷⁰はともかく、この発言を現代の我々が読むとき、それは北の問題提起を現代的な文脈において捉え直す必要性を想起させるものと読み直すことができよう。言い換えるならば、全体主義的な革命帝国の樹立といういわば「劇薬」に頼らず、日本および世界が直面する抑圧と格差に対応することは、現代への北一輝からの宿題と受け止められるのである。

1 丸山真男, 1964, 『増補版 現代政治の思想と行動』, 未来社, 34頁.

2 滝村隆一, 1973, 『北一輝—日本の国家社会主義』, 勁草書房, 53頁.

3 松本清張, 1976, 『北一輝論』, 講談社, 7頁.

4 渡辺京三, 1985, 『北一輝』, 朝日新聞社, 267頁.

5 中村雄二郎, 1971, 『現代日本思想史3 明治国家の秋と思想の結実』, 青木書店, 25頁.

6 ケネス・B・パイル, 1986, 『欧化と国粹—明治新世代と日本のかたち』(松本三之介監訳, 五十嵐曉郎訳), 講談社.

六辻 北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

- 7 北吟吉, 1976, 「兄北一輝を語る」, 宮本盛太郎編『北一輝の人間像』, 有斐閣.
- 8 満川亀太郎, 2004, 『三国干渉以後』, 論創叢書.
- 9 北一輝, 1959, 「国体論及び純正社会主義」, 『北一輝著作集I』, みすず書房, 10頁.
- 10 同上, 123頁.
- 11 1880年代の浪漫主義が自然な人間の生を積極的に称揚したのに対して、1930年代の日本浪漫派は「民族」や「文化」など伝統的で純粹と思われるものを、近代世界という文脈のなかで意識的に作り上げていく必要があることを示した点で異なる。さらに、近代を否定するなかで、理性的な生への執着をも拒絶した点でも、後者は前者と異なる。ケヴィン・マイケル・ドーク, 1999, 『日本浪漫派とナショナリズム』(小林宣子訳), 柏書房, 21, 71-78頁.
- 12 片岡良一, 1958, 『日本浪漫主義文学研究』, 法政大学出版局, 151-152頁.
- 13 尾崎ら碩友社に集った作家に関しては、封建的な気質が抜けきっていなかったという評価もある。例えば吉田は、彼らが「時代に追隨して風俗世相人情をうつすことに熱意を注いでも、政治や社会への批判はもとより、因襲的な形式道徳に対してすら、さして疑いを抱こうとはしなかった」と批判している。吉田精一, 1970, 『浪漫主義の研究』, 東京堂出版, 30頁.
- 14 北吟吉, 前掲.
- 15 「国体論」, 247頁.
- 16 この点に関しては、滝川, 前掲書, 173-177頁; 渡辺, 前掲書, 125-129頁.
- 17 「国体論」, 312頁.
- 18 同上, 109-110頁.
- 19 同上, 228頁.
- 20 同上, 105頁.
- 21 同上, 89頁.
- 22 同上, 121頁.
- 23 同上, 378頁.
- 24 同上, 400頁.
- 25 同上, 388頁.
- 26 同上, 111頁.
- 27 同上, 122頁.
- 28 同上, 112頁.
- 29 荻原, 前掲書, 44頁.
- 30 『外史』の前半と後半におけるトーンの違いについては、荻原稔, 2011, 『北一

輝の「革命」と「アジア」, ミネルヴァ書房, 第2章を参照.

31 『佐渡新聞』, 1917年, 7月28日付.

32 荻原, 前掲書, 96-97頁.

33 北一輝, 1959, 「支那革命外史」, 『北一輝著作集II』, みすず書房, 135頁.

34 帰国後の『外史』執筆中に北は法華経への傾倒を強めた。この宗教的帰依が北の思想に及ぼした影響は多くの論者の間でも評価が分かれているが、本稿では紙幅の都合もあり、これ以上触れない。

35 「外史」, 86頁.

36 同上, 154-155頁.

37 同上, 146-149頁.

38 同上, 158頁.

39 同上, 159頁.

40 「支那に於ては不合理にして不可能なる衆議院は今後約十年明かに不用なり」(同上, 160頁) は、選挙を永久的に行わないことを是認したものとはいえない。

41 同上, 160頁.

42 同上, 173-174頁.

43 同上, 134頁.

44 同上, 182頁.

45 同上, 193頁.

46 同上, 201-202頁.

47 同上, 201頁.

48 同上, 184頁.

49 松本健一, 2014, 『評伝 北一輝III 中国ナショナリズムのただなかへ』, 中央公論新社, 285頁.

50 同上, 197頁.

51 北一輝, 1959, 「日本改造法案大綱及び補遺」, 『北一輝著作集II』, みすず書房, 356頁.

52 同上, 356頁.

53 北一輝, 1959, 「国家改造案原理大綱」, 『北一輝著作集II』, みすず書房, 221頁.

54 荻原, 前掲書, 141-142頁.

55 「原理大綱」, 221頁.

56 北一輝, 1959, 「日本改造法案大綱」, 『北一輝著作集II』, みすず書房, 348頁.

57 同上, 343頁.

六辻 北一輝の思想における『支那革命外史』の位置づけ —「国家による人間の解放」の転位—

- 58 松本,『北一輝III』, 305-323頁.
- 59 クリストファー・W.A.スピルマン, 2015,『近代日本の革新論とアジア主義』, 芦書房, 54頁.
- 60 松本健一, 2014,『評伝 北一輝V 北一輝伝説』, 中央公論新社, 101-102頁.
- 61 末松太平, 1963,『私の昭和史』, みすず書房, 242頁.
- 62 荻原, 前掲書, 163頁.
- 63 丸山, 前掲書, 114頁.
- 64 同上, 110頁.
- 65 同上, 112頁.
- 66 近衛文麿, 1946,『平和への努力 近衛文麿手記』, 日本電報通信社, 137-138頁.
- 67 三島由紀夫, 1977,「北一輝論—『日本改造法案大綱』を中心として」, 松沢哲成編『人と思想 北一輝』, 三一書房.
- 68 長谷川雄一, クリストファー・W.A.スピルマン, 荻原稔編, 2007,『北一輝 自筆修正版 国体論及び純正社会主義』, ミネルヴァ書房.
- 69 馬場園義馬, 1965,「北一輝先生の面影」,『新勢力』, 第10巻第2号.
- 70 この部分に関しては、松本が詳細に検討している。松本,『北一輝V』, 136-148頁.